

公述人が陳述する際は、公述申出書の内容に準じて意見を述べるものとし、当該範囲を超えてはならない。

- 6 傍聴について
傍聴希望者は、公聴会の開催予定時刻までに、開催会場において受付のうえ、会場に入ることができる。
入場は受付順とし、50人程度入場できる。
なお、会場には駐車場がないので、公共交通機関を利用のこと。
- 7 開催の中止について
前記5の公述の申出がない場合には、開催を中止する。
- 8 関係図書の縦覧期間
平成15年8月8日から平成15年9月10日まで
(土曜日、日曜日及び祝祭日の閉庁日を除く)
- 9 関係図書の縦覧場所
熊本県土木部都市計画課
熊本県宇城地域振興局土木部企画調査課
松橋町建設課
不知火町企画課
- 10 公聴会に関する問い合わせ先
熊本県土木部都市計画課
熊本県宇城地域振興局土木部企画調査課
(電話 0964-32-2111 内線 511)

別記様式

公述申出書

私は、来る9月10日に開催される松橋不知火都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（松橋不知火都市計画区域マスタープラン）に関する公聴会で下記の趣旨の公述をしたいので申し出ます。

平成15年 月 日

熊本県知事 潮谷 義子 様

公述申出人 住所 (郵便番号)
氏名 印 (電話番号)
年齢
職業

意見の要旨及びその理由（別紙）

(注意)

- 1 公述申出書は、A4版（タテ約29.5cm×ヨコ約21cm）とし横書きとすること。
- 2 意見の要旨及びその理由は、A4版400字詰原稿用紙等1枚に簡潔に記載のこと。

熊本県公告第581号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成15年8月8日

熊本県知事 潮谷 義子

- 1 築造者の住所 宇土郡不知火町大字高良205番地1
- 2 築造者の氏名 河野直
- 3 道路の位置 宇土郡不知火町大字高良字前田249番4、同249番10及び同246番の一部
- 4 道路の幅員 4.50メートル
- 5 道路の延長 34.97メートル
- 6 指定年月日 平成15年6月23日
- 7 指定番号 宇城景建第9号

熊本県公告第582号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成15年8月8日

熊本県知事 潮谷 義子

- 1 築造者の住所 八代郡千丁町大字新牟田74番地の1
- 2 築造者の氏名 有限会社メテック
- 3 道路の位置 八代郡鏡町大字下有佐字榎町789番5及び同789番6
- 4 道路の幅員 6.00メートル
- 5 道路の延長 50.35メートル